

議案第 85 号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 月 15 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

第 1 条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年
杉並区条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 委任（第 52 条）」を「第 6 章 雑則（第 52 条）」に改め
第 7 章 委任（第 53 条）」
る。

第 6 章中第 52 条を第 53 条とし、同章を第 7 章とし、第 5 章の次に次の 1 章
を加える。

第 6 章 雑則
（電磁的記録）

第 52 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成、保存その他これら
に類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄
本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこ
とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同
じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面
等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人
の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
第 2 条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例（平成 26 年杉並区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

「第 4 章 雑則（第 53 条）」

目次中「第4章 委任（第53条）」を 第5章 委任（第54条）」に改める。

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第4章中第53条を第54条とし、同章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等及びその職員は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等及びその職員の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等及びその職員は、当該書面等を交付したものとみなす。

- 3 前項に規定する方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等及びその職員は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等及びその職員は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、第3項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意」と、「提供して」とあるのは「取得して」と読み替えるものとする。

第3条 杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例（令和元年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号カ（ト）中「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第4条 前条の施設及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、同条の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。

2 前条の施設及びその職員は、同条の規定による書面等の交付又は提示については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提示に代えて、次項で定めるところにより、当該書面等の交付又は提示を受けるべき相手方の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(同条の施設及びその職員の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、同条の施設及びその職員は、当該書面等を交付又は提示したものとみなす。

3 前条の施設及びその職員は、前項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する相手方に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た前条の施設及びその職員は、当該相手方から文

書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第2項に規定する記載事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

電磁的記録による記録、作成、保存等に係る規定を設ける等の必要がある。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
<u>第6章 雑則（第52条）</u>	<u>第6章 委任（第52条）</u>
<u>第7章 委任（第53条）</u>	
附則	附則
<u>第6章 雑則</u>	
<u>（電磁的記録）</u>	
<u>第52条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によ</u>	

り行うことができる。

第7章 略

第53条 略

第6章 略

第52条 略

第2条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章～第3章 略	第1章～第3章 略
第4章 <u>雑則（第53条）</u>	第4章 <u>委任（第53条）</u>
第5章 <u>委任（第54条）</u>	
附則	附則
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第5条 略	第5条 略
	<u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u>
	<u>3 前項に規定する方法は、利用申込者が電子計算機に備えられたファイル</u>

(次項において「ファイル」という。)への記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等及びそ

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 略

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

の職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等及びその職員は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等及びその職員の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織をいう。)を使用
する方法その他の情報通信の技術を利用
する方法であつて規則で定めるもの
(以下この条において「電磁的方法」
という。)により提供することができる。
この場合において、当該特定教育
・保育施設等及びその職員は、当該書
面等を交付したものとみなす。

3 前項に規定する方法は、教育・保育
給付認定保護者がファイルへの記録を
出力することにより、文書を作成する
ことができるものでなければならない
い。

4 特定教育・保育施設等及びその職員
は、第2項の規定により記載事項を提
供しようとするときは、あらかじめ、
当該記載事項を提供する教育・保育給
付認定保護者に対し、その提供に用い
る電磁的方法の種類及びファイルへの
記録の方式を示し、文書又は電磁的方
法による承諾を得なければならない。

5 前項の規定による承諾を得た特定教
育・保育施設等及びその職員は、当該
教育・保育給付認定保護者から文書又
は電磁的方法により、電磁的方法によ
る提供を受けない旨の申出があつたと
きは、当該教育・保育給付認定保護者
に対し、第2項に規定する記載事項を
電磁的方法によつて提供してはならな
い。ただし、当該教育・保育給付認定

保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、第3項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意」と、「提供して」とあるのは「取得して」と読み替えるものとする。

第5章 略

第4章 略

第54条 略

第53条 略

第3条による改正（杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置）</p>	<p>（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置）</p>
<p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p>	<p>第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。</p>
<p>（1） 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p>	<p>（1） 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの 次に掲げる基準を満たしていること。</p>
<p>ア～オ 略</p>	<p>ア～オ 略</p>
<p>カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>カ 健康管理及び安全確保に関する基準は、次のとおりとする。</p>

(ア)～(テ) 略

(ト) 当該施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面_____

_____の交付が行われていること。

(ナ)～(ニ) 略

(2)～(4) 略

(電磁的記録等)

第4条 前条の施設及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、同条の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の

(ア)～(テ) 略

(ト) 当該施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の交付が行われて

いること。

(ナ)～(ニ) 略

(2)～(4) 略

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 前条の施設及びその職員は、同条の規定による書面等の交付又は提示については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提示に代えて、次項で定めるところにより、当該書面等の交付又は提示を受けるべき相手方の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（同条の施設及びその職員の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、同条の施設及びその職員は、当該書面等を交付又は提示したものとみなす。

3 前条の施設及びその職員は、前項の規定により記載事項を提供しようするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する相手方に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示

し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 4 前項の規定による承諾を得た前条の施設及びその職員は、当該相手方から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、第2項に規定する記載事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。